平成３０年（再イ）第３２号

神奈川県横浜市鶴見区平安町２丁目28番地１ヨコハマアイランドガーデン131

再生債務者　村岡　元洋

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月23日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第３５号

金沢市桜田町２丁目140番地　ＳＯＬＡＲＥ　Ａ棟１号

再生債務者　篠原　寛樹

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月25日　　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第１２４号

大阪府池田市石橋４丁目10番７－Ａ号（203）

再生債務者　小西　由香

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月24日

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第２１号

札幌市東区北22条東２丁目２番13号　エスポワール光南203号

再生債務者　繁泉　　順

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月25日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第４６号

静岡県富士市宇東川西町10番43－３号

再生債務者　石丸　稔章

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月25日

静岡地方裁判所富士支部破産係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第１号

研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成30年６月８日

研究学園都市計画事業

中根・金田台特定土地区画整理事業

施行者

独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

１　氏名及び住所

氏名　小林　一夫

住所　茨城県つくば市中根536番地

２　通知の内容

文書番号　しい11－９中金発指定66－17－003

平成30年５月７日

仮換地

街区番号　D15－２

画地番号　７－１

地積　513.07㎡

仮換地

街区番号　D15－２

画地番号　７－３

地積　417.46㎡

仮換地

街区番号　D15－２

画地番号　７－４

地積　429.32㎡

仮換地

街区番号　D15－２

画地番号　７－５

地積　943.91㎡

仮換地

街区番号　D15－２

画地番号　７－６

地積　683.13㎡

仮換地

街区番号　D15－２

画地番号　７－７

地積　482.48㎡

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　平成30年７月１日

文書番号　しい11－９中金発指定66－18－002

平成30年５月７日

仮換地

街区番号　D15－２

画地番号　７－２

地積　851.16㎡

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　平成30年７月１日

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第２号

研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知について、送付したが送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成30年６月８日

研究学園都市計画事業

中根・金田台特定土地区画整理事業

施行者

独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

１　氏名及び住所

氏名　伊藤　省三

住所　千葉県習志野市津田沼二丁目1859番地、津田沼住宅

２　通知の内容

文書番号　しい11－９中金発指定66－17－001

平成30年５月７日

仮換地

街区番号　D30

画地番号　５

地積　160.63㎡

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　平成30年７月１日

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上